

随意契約理由書

1 案件名称

JR 寺田町駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業（天王寺区、生野区、阿倍野区コミュニティビジネス）

2 契約の相手方

天王寺連合地域活動協議会

3 随意契約理由

本事業は、活力ある地域社会づくりをめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、JR 寺田町駅周辺地域における自転車利用の適正化事業を、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものである。

本事業の目的を達成するためには、JR 寺田町駅周辺地域における自転車利用に関するマナーの啓発、放置禁止区域内での自転車放置の防止及び通行に危険となる放置自転車の整理を適切に行う必要があり、そのためには多様な世代の地域住民や様々な地域団体といった地域資源の参画が必須である。さらに、本事業を効果的に実施するためには、「自転車放置の時間帯」や「放置されやすい場所」といった近隣住民が把握している情報が重要であり、駅への主な自転車利用者である地域住民に対する啓発活動についても町会掲示板や地域・学校行事の場といった地域資源を活用する方が効果的である。

以上の条件を満たす団体は、町会をはじめ、ボランティア団体、PTA、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が幅広く参画している地域活動協議会以外に他にない。JR 寺田町駅の自転車放置禁止区域は天王寺地域（天王寺区）、聖和地域（天王寺区）、高松地域（阿倍野区）、勝山地域（生野区）の4つの地域にまたがっているが、面積が大きく、また駅に隣接して道路や公園があり自転車が放置される地域を数多く抱え、長年にわたり他の地域との連携・協働の窓口を担ってきた経験と実績を有する唯一の団体である天王寺連合地域活動協議会を特名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所市民協働課（安全まちづくり室）（電話番号 06-6774-9899）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度天王寺区広報紙企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社シカトキノコ

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、民間事業者がもつ紙面デザインや紙面レイアウトに関するノウハウや、広報紙作成に必要な企画編集に関する幅広い知識と経験、専門性を活用することが効果的なため、企画提案方式（プロポーザル方式）により事業者の選定を行った。

上記事業者は、令和8年2月10日に開催された企画提案書などの提出書類にもとづくプレゼンテーションにおいて、総合的に優れた提案を行ったため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課（広聴広報）（電話：06 - 6774 - 9683）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 天王寺区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働し、実行委員会等の設置により、企画段階から住民ニーズを把握し、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化と地域文化の向上を図ることを目的としている。そのため、本事業において実施する各種事業は、単なるイベント開催ではなく、区内各種地域団体と協働し、事業遂行することが必須であり、日頃より深いつながりを持つ事業者でないと、そもそも目的を達成することが困難となっている。「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」は、住民の意向が直接反映される各種団体の事務局を担うなど関わりが深く、それぞれの強みや弱みを把握したうえでの事業実施が可能であり、その実績も数多く有している。また、類似事業に関する専門性や情報の蓄積があること、確実に事業が遂行できる組織体制、運営基盤を有している唯一の団体であり他にないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所市民協働課（地域活動の支援）（電話：06 - 6774 - 9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市天王寺区における新たな地域コミュニティ支援事業

2 契約の相手方

株式会社都市空間研究所

3 随意契約理由

本事業は、多様な主体の協働による取り組みを継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取り組みを促進することをめざし、校区等地域を単位に形成する地域活動協議会の自律的運営に向けた支援、地域活動に連動した地域実情に応じた地域防災力の向上に取り組むものです。

この支援を行うためには、人材育成や資金確保、活動情報の幅広い発信、連携・協働のための橋渡しなどに関する幅広い知識と経験、高度な専門性の活用が求められることから、競争入札に適しないものと判断し、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。

株式会社都市空間研究所は、令和7年度大阪市天王寺区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所市民協働課(地域活動の支援)(電話:06-6774-9734)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度「高齢者等見守り支援事業」業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会

3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、これまで地域において実施してきたコミュニティソーシャルワーク（相談支援等）機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」「独居高齢者等見守りサポーター事業」「地域福祉コーディネーター事業」として実施する。

① 地域の見守り活動への支援

② 孤立世帯等への専門的対応

③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーク（CSW）」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問等から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。また、地域の見守り活動に対する助言を行い、見守り活動の活性化のための支援が求められる。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問等を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これまで述べたように、これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、区の社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパート

ナードシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、「見守り支援ネットワーク」が、疲弊することのないよう、「見守り支援ネットワーク」に対するフォロー体制の確保も必要であると考えられる。そのような視点からも、福祉の専門職団体に構成される社会福祉協議会において活動することで、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援を展開していくことが期待される。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

天王寺区役所保健福祉課（電話番号 06-6774-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

市有不動産（もと六万休町小売市場民営活性化事業施設用地）貸付に係る不動産鑑定評価等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社関野不動産鑑定事務所

3 随意契約理由

○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別的要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課（事業戦略）（電話：06 - 6774 - 9683）